

《提出意見を踏まえた修正》

〔空港等を使用する毎の確認を効率化する方法に修正〕

- 自家用航空機を使用する毎に、保険書類を提出する方法は、運航者、行政の双方にとって煩雑で、航空機利用者の利便性を大きく損なうものである。（規制緩和、行政手続きの簡素化に逆行となる施策である。）（意見数 54 件）
 - 飛行直前又は飛行中に天候などの理由で、急遽目的地を変更しようとした場合に保険書類の確認が取れないことを理由に空港使用の許可がされない場合には、安全上のリスクが大きいため、事後に書面確認するなど柔軟な対応をして頂きたい。（意見数 15 件）
- 等の意見を踏まえて以下の修正を行う。
- また、空港利用者の手続きの円滑化を図るため、各空港において提出された保険のデータを一元管理し、各空港間で共有するとともに、その状況等に応じて柔軟な対応が可能となるよう運用するなど、ご意見を参考に実施して行くこととする。

〔案の修正箇所〕

2. 内容

- (1) 国が管理する空港を使用する場合には、空港管理上必要な条件として以下の事項を附することとし、使用の届出の際に確認することとする。
 - 旧) 自家用航空機を使用する際は、航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していることを証する書面を提出すること。
 - 新) 自家用航空機（第三者賠償責任保険）は、航空保険に加入していること。
- (2) 場外離着陸場（空港等以外の場所）を使用する場合には、以下の事項を申請の際に確認することとする。
 - 旧) 自家用航空機を使用する際は、航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していることを証する書面を提出すること。
 - 新) 自家用航空機は、航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していること。

〔適用日の修正〕

適用日については、ご意見を参考に空港使用者への周知期間等を踏まえて修正を行う。

〔案の修正箇所〕

3. 今後のスケジュール

- 旧) 適用日 平成 28 年 10 月
- 新) 適用日 平成 29 年 1 月 10 日